

障害のある人の情報アクセシビリティを向上するための施策

1. 情報アクセシビリティの向上

(1) 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律に係る取組

2022年5月に第208回通常国会において「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（令和4年法律第50号）が議員立法により成立し、2022年5月25日に公布・施行された。

全ての障害のある人が社会を構成する一員として、社会、経済、文化等あらゆる分野の活動に参加するため、障害のある人が必要とする情報へのアクセシビリティを向上させることやコミュニケーション手段を充実させることは極めて重要であり、より一層の施策の推進が求められている。こうした状況を踏まえ、本法は障害のある人による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に関し、基本理念を定め、国や地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害のある人による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の基本となる事項を定めること等により、障害のある人による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とするものである。また、2023年3月に閣議決定された「障害者基本計画（第5次）」では、本法第9条第1項の規定に基づき、本法の規定の趣旨を踏まえ「情報アクセシビリティ・意思疎通支援の充実」に係る施策が盛り込まれている。

また、本法第11条第3項に基づき、障害のある人による情報取得等に資する機器等の開発及び普及の促進並びに質の向上に関する協議の場を共管府省庁（内閣府、デジタル庁、総務省、厚生労働省、経済産業省）において開催し、障害のある人による情報取得等に資する機器開発等を行う事業者、障害のある人及び関係行政機関の職員その他の関係者を参集して、障害のある人による情報取得等に資する機器等の開発及び普及の促進並びに質の向上に資するよう情報共有や意見交換等を実施している。2023年度は視覚障害をテーマに、障害者団体や事業者から、取組内容の説明を聴取し、意見交換を行った。

本法を踏まえ、障害のある人が必要とする情報へのアクセシビリティを向上させることやコミュニケーション手段を充実させるなど各種施策の更なる推進に向け、政府全体で取組を推進していく。

■ 図表5-12 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の概要

**障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律
(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法) 概要
(令和4年法律第50号)**

目的(1条) 全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要
障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資する

基本理念(3条) ※「障害者」: 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者(2条)
障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進に当たり旨とすべき事項
①障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにする
②日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにする
③障害者でない者と同ー内容の情報を同ー時点において取得できるようにする
④高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を通じて行う(デジタル社会)

関係者の責務・連携協力・意見の尊重(4条～8条)
・国・地方公共団体の責務等(4条) ※障害者でない者にも資することを認識しつつ施策を行う
・事業者の責務(5条) ・国民の責務(6条)
・国・地方公共団体・事業者等の相互の連携協力(7条) ・障害者等の意見の尊重(8条)

基本的施策(11条～16条)

<p>(1) 障害者による情報取得等に資する機器等(11条)</p> <p>①機器・サービスの開発提供への助成、規格の標準化、障害者・介助者への情報提供・入手支援 ②利用方法習得のための取組(居宅支援・講習会・相談対応等)、当該取組を行う者への支援 ③関係者による「協議の場」の設置 など</p>	<p>(4) 障害者からの相談・障害者に提供する情報(14条)</p> <p>国・地方公共団体について ①相談対応に当たっての配慮 ②障害の種類・程度に応じて情報を提供するよう配慮</p>
<p>(2) 防災・防犯及び緊急の通報(12条)</p> <p>①障害の種類・程度に応じた迅速・確実な情報取得のための体制の整備充実、設備・機器の設置の推進 ②多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進 など</p>	<p>(5) 国民の関心・理解の増進(15条)</p> <p>○機器等の有用性・意思疎通支援者が果たす役割等、障害者による情報取得等の重要性に関する関心・理解を深めるための広報・啓発活動の充実 など</p>
<p>(3) 障害者が自立した日常生活・社会生活を営むために必要な分野に係る施策(13条)</p> <p>①意思疎通支援者の確保・養成・資質の向上 ②事業者の取組への支援 など</p>	<p>(6) 調査研究の推進等(16条)</p> <p>○障害者による情報取得等に関する調査研究の推進・成果の普及</p>

○障害者基本計画等(障害者基本法)に反映・障害者白書に実施状況を明示(9条)
○施策の実施に必要な法制上・財政上の措置等(10条)

※施行期日: 令和4年5月25日

資料: 内閣府、デジタル庁、総務省、厚生労働省、経済産業省

(2) 総合的な支援

厚生労働省では「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、障害のある人の情報通信技術 (ICT) の利用・活用の機会の拡大を図るため、ICT関連施策の総合サービス拠点となるICTサポートセンターの運営(32都道府県、8指定都市、1中核市: 2023年度末時点)や、パソコンボランティア養成・派遣等の取組を支援している。

総務省では「デジタル活用共生社会実現会議」を開催し、年齢、障害の有無、性別、国籍等にかかわらず、デジタル活用の利便性を享受し、又は担い手となることで、誰もが豊かな人生を送ることができる「デジタル活用共生社会」の実現を目指すべきであるとした「デジタル活用共生社会の実現に向けて～デジタル活用共生社会実現会議 報告～」を2019年4月に公表した。この

報告に基づき、企業等が自社で開発するICT機器・サービスの情報アクセシビリティ基準（JIS X 8341シリーズ等）への対応状況を自己評価する「情報アクセシビリティ自己評価様式」を普及促進する取組や、情報アクセシビリティに配慮したICT機器・サービスの活用、これらの開発を促進するためのデータベース（情報アクセシビリティ支援ナビ（Act-navi））による障害関連情報の提供をそれぞれ推進している。

第5章第2節 1. 情報アクセシビリティの向上

／総務省

TOPICS(トピックス) (26)

「情報アクセシビリティ自己評価様式」の普及促進

誰もがデジタル活用の利便性を享受し、豊かな人生を送ることができるデジタル共生社会の実現のためには、障害のある人を含む誰もがICT機器やサービスにアクセスできるよう、情報アクセシビリティの確保が重要である。

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和5年6月9日閣議決定)においては、「誰一人取り残されないデジタル社会の実現」に向けて、企業等が開発するデジタル機器・サービスが情報アクセシビリティ基準に適合しているかどうか自己評価し、公表する仕組み等の普及展開を推進するなど、情報アクセシビリティの推進の方向性が示されており、一層の取組を進めていく必要がある。

総務省では、2020年度に、欧米における同様の取組を参考にした「情報アクセシビリティ自己評価様式」を作成し、作成を支援するためのガイドブックと併せて公表を行った。また、政府情報システムに係る調達における当該様式の利活用推進のための調査を実施するとともに、民間企業等による様式作成の普及展開策として、アクセシブルなICT機器・サービスを好事例として公表する「情報アクセシビリティ好事例2023」及び企業向けセミナーを行っている。

2024年度以降においても、障害のある人を含む誰もがICT機器やサービスにアクセスできるよう、情報アクセシビリティの確保に向けて、関係省庁と連携し、当該様式の普及展開を推進していく。

自己評価結果

技術基準

障害種別毎に、技術基準
(※)に照らして自己評価を実施

○評価項目(例)

- ✓ 見えにくさに配慮したアクセス
- ✓ 色認識を必要としないアクセス
- ✓ 聞こえにくさに配慮したアクセス
- ✓ 発声・発話を必要としないアクセス

(※) JIS X8341シリーズ：高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス

資料：総務省

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料

(3) 障害のある人に配慮した機器・システムの研究開発

情報通信の活用によるメリットを十分に享受するためには、障害のある人を含め誰もが、自由に情報の発信やアクセスができる社会を構築していく必要がある。

障害のある人の利用に配慮した情報通信機器・システムの研究開発の推進に当たっては、その公益性・社会的有用性が極めて高いにもかかわらず、収益性の低い分野であることから、国立研究機関等における研究開発体制の整備及び研究開発の推進を図るとともに、民間事業者等が行う研究開発に対する支援を行うことが重要である。

また、家電メーカーや通信機器メーカーにおいては、引き続き障害のある人・高齢者に配慮した家電製品の開発・製造に努めているところである。

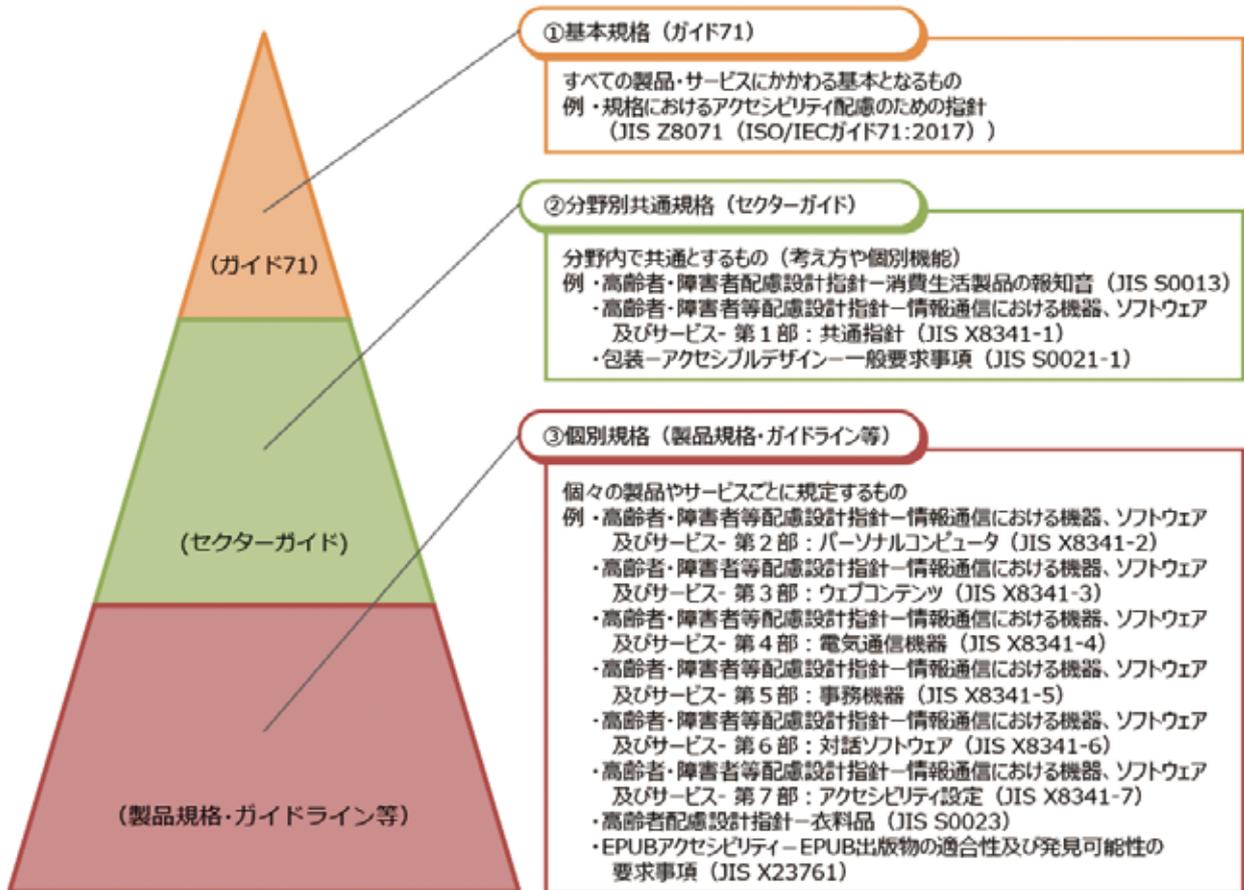
(4) 情報アクセシビリティに関する標準化の推進

情報アクセシビリティに関する日本産業規格（JIS）として「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス」（JIS X8341シリーズ）を制定している（具体的には「共通指針」、「パーソナルコンピュータ」、「ウェブコンテンツ」、「電気通信機器」、「事務機器」、「対話ソフトウェア」、「アクセシビリティ設定」について制定）。

また、国内の規格開発と並行し、国際的な情報アクセシビリティのガイドライン共通化を図るため、JIS X8341シリーズのうち、「共通指針」、「パーソナルコンピュータ」及び「事務機器」について国際標準化機構（ISO）等へ国際標準化提案を行い、それぞれ国際規格が制定されている。2022年には、2020年に改訂された国際規格との整合性を図るため「事務機器」のJISを改正するとともに、電子書籍のアクセシビリティを評価するJIS X23761を制定している。

国際標準化機構（ISO）及び国際電気標準会議（IEC）の合同専門委員会（JTC1）は情報通信機器等のアクセシビリティを含む情報技術に関する国際規格を作成しており、我が国としても、引き続き国際標準化の議論に参画していく。

■ 図表5-13 アクセシビリティに関する規格体系



資料：経済産業省

(5) ホームページ等のバリアフリー化の推進

各府省は、障害のある人や高齢者を含めた全ての人々が利用しやすいものとするため、ウェブコンテンツ（掲載情報）に関する日本産業規格（JIS X8341-3）を踏まえ、ホームページにおける行政情報の電子的提供の充実に努めている。

総務省では、公的機関がウェブアクセシビリティ（障害のある人や高齢者を含め、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できること）の向上に取り組む際の手順書となる「みんなの公共サイト運用ガイドライン」を策定し、ウェブアクセシビリティの確保・向上に取り組んでいる。2023年度は、本ガイドラインの一部改訂を行うとともに公的機関を対象とした取組状況に関するアンケート調査及び国、地方公共団体等の公式ホームページのJIS対応状況調査並びに全国5か所での公的機関向け講習会を開催した。2024年度も引き続きウェブアクセシビリティの普及啓発活動に取り組んでいく。

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/guideline.html)

デジタル庁では、ウェブアクセシビリティに初めて取り組む行政官や事業者向けに、ウェブアクセシビリティの考え方や取り組み方のポイントを解説する「ウェブアクセシビリティ導入ガイドブック」を民間専門人材の知見を活かして作成し、2022年12月にデジタル庁ウェブサイトにおいて公開した。2023年度においても随時更新を行っている。

(<https://www.digital.go.jp/resources/introduction-to-web-accessibility-guidebook>)

2. 社会参加を支援する情報通信システムの開発・普及

(1) 電子投票の実施の促進

電子投票とは、電磁的記録式投票機（いわゆる電子投票機）を用いて投票する方法であり、開票事務の迅速化に貢献するとともに、自書が困難な選挙人であっても比較的容易に投票することが可能である。

我が国における電子投票は、2002年2月より、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において導入することが認められている。

総務省としては、2020年3月に、タブレット端末などの汎用機を用いた電子投票が実施できるよう電子投票システムの技術的条件の見直しを行ったところであり、地方公共団体に対する必要な情報の提供に取り組んでいる。

(2) テレワークの推進

テレワークは、ICTを利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であり、障害のある人、女性、高齢者等の就業機会の拡大にも寄与するものと期待されている。

国においては、テレワークが様々な働き方を希望する人の就業機会の創出及び地域の活性化等に資するものとして、関係府省が連携し、テレワークの一層の普及拡大に向けた環境整備、普及啓発等を推進している。

また、社内コミュニケーションに不安がある、セキュリティが心配であるといった様々な課題に対応すべく、専門家による無料の個別コンサルティング、先進事例の収集・表彰、セミナーの開催、商工会議所等と連携した地域サポート体制の整備、セキュリティガイドラインの策定等の様々な施策を推進している。なお、先進事例の表彰について、2023年度においては、通勤が困難な重度身体障がい者のテレワークの活用による全国的な雇用創出の取組など、優れた取組事例に対して「テレワークトップランナー2023 総務大臣賞」を授与した。

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/telework/)

3. 情報提供の充実

(1) 情報提供に係る研究開発の推進

ア 民間による研究開発に対する支援

総務省では、障害のある人や高齢者向けの通信・放送サービスの充実に向けた、新たなICT機器・サービスの研究開発を行う者に対して支援を行っているほか、国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）を通じて、身体に障害のある人のための通信・放送サービスの提供又は開発を行う者に対する助成、情報提供を実施している。

■ 図表5-14 研究開発の事例（駅構内を想定した視覚障害者の歩行誘導サービス）

地下鉄の駅構内に設置したQRコードからの情報とメガネ型ウェアラブルデバイスから得た情報をスマートフォンで統合し、クラウドサービスを利用しながら、道案内、駅構内情報、危険回避などを実現する。



（参考）上記システムは東京メトロの一部の駅において利用可能

資料：総務省

イ 使いやすい電話機の開発

通信サービスの中でも特に電話は、障害のある人にとって日常生活に欠かせない重要な通信手段となっており、こうした状況を踏まえ、電気通信事業者においても、音量調節機能付電話等福祉用電話機器の開発や車椅子用公衆電話ボックスの設置など障害のある人が円滑に電話を利用できるよう種々の措置を講じている。

(2) 情報提供体制の整備

ア 情報ネットワークの整備

厚生労働省において、在宅の身体に障害のある人もあまねく高度情報通信技術の恵沢を享受することを目的に、高度情報通信等福祉事業費補助金により、各団体が実施する以下の取組に対する支援を実施している。

- ① 社会福祉法人日本視覚障害者団体連合においてネットワークを利用し、新聞情報等を即時に全国の点字図書館等で点字データにより受信でき、かつ、視覚障害のある人が自宅にいながらにしてウェブ上で情報を得られる「点字ニュース即時提供事業」
- ② 社会福祉法人日本点字図書館を中心として運営されている視覚障害者等用情報総合ネットワーク「サピエ」により、点字・録音図書情報等の提供

- ③ 公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会が運営している「障害者情報ネットワーク（ノーマネット）」において、障害のある人の社会参加に役立つ各種情報の収集・提供と、情報交換の支援や、国内外の障害保健福祉研究情報を収集・蓄積し、インターネットで提供する「障害保健福祉研究情報システム」

イ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進

2020年7月、文部科学省及び厚生労働省において「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（以下本章では「基本計画」という。）を策定した。「基本計画」は2019年6月に施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（令和元年法律第49号。以下本章では「読書バリアフリー法」という。）第7条に基づき、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定したものである。また、同法第8条により、地方公共団体は、「基本計画」を勧告して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画の策定に努めることとされていることから、「基本計画」の策定に併せ、地方公共団体や関係機関等に向けて、「読書バリアフリー法」の趣旨を踏まえた取組の実施を促すための通知を発出した。

また、同法第18条に基づく関係者協議会を開催し、関係者から聴取した意見を踏まえて各省庁等が講じようとする取組の方向性について検討を行うこととしており、2023年度においても2023年7月に関係者協議会を開催し、地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備に関する計画の策定状況等の実績や2022年度までの取組及び2023年度以降に講ずる施策について報告し、意見交換を行った。

ウ 政府広報における情報提供

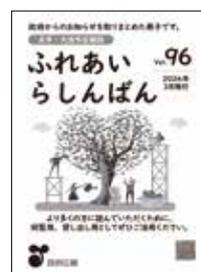
内閣府では、視覚に障害がある人等が、円滑に必要な情報を取得し、利用することができるよう、政府の重要施策等の情報をわかりやすくまとめた音声広報CD「明日への声」及び点字・大活字広報誌「ふれあいらしんばん」を発行（年6回、各号約4,100部）している。「明日への声」及び「ふれあいらしんばん」はそれぞれ全国の視覚障害者情報提供施設、日本視覚障害者団体連合、特別支援学校、公立図書館（都道府県、政令市、中核市、特別区立等）、地方公共団体等に配布（約3,000か所）している。



音声広報CD「明日への声」

資料：内閣府

(<https://www.gov-online.go.jp/media/cd/>)



点字・大活字広報誌「ふれあいらしんばん」

資料：内閣府

(<https://www.gov-online.go.jp/media/katsuji/>)

エ 字幕付きビデオ及び点字版パンフレット等の作成

法務省では、犯罪被害者やその家族、さらに一般の人々に対し、検察庁における犯罪被害者

の保護・支援のための制度についてわかりやすく説明したDVD「あなたの声を聴かせてください」を2021年度に新たに作成し、全国の検察庁に配布しており、説明のポイントにテロップを利用しているほか、全編に字幕を付けるなど、聴覚障害のある人も利用できるようになって

いる。
また、犯罪被害者等向けパンフレットの日本語版に音声コード（専用の機械に読み取らせることにより、本文の音声読み上げが可能なもの）を導入したほか、点字版を作成し、全国の検察庁及び点字図書館等へ配布を行い、視覚障害のある人に情報提供している。

法務省の人権擁護機関では、各種人権課題に関する啓発動画を作成する際に、字幕付動画も併せて作成するとともに、啓発冊子等に、音声コードを導入し、聴覚や視覚に障害のある人も利用できるようにしている。

オ 国政選挙における配慮

国政選挙においては、2003年の「公職選挙法」（昭和25年法律第100号）改正により、郵便等投票の対象者が拡大されるとともに、代理記載制度が創設されている。また、障害のある人が投票を行うための必要な配慮として、点字による「候補者名簿及び名簿届出政党等名簿」の投票所等への備付け、投票用紙に点字で選挙の種類を示す取組、点字版やカセットテープ、コンパクトディスク等の音声版による候補者情報の提供、投票所における点字器の備付け等を行っている。加えて、各選挙管理委員会における投票所における取組事例を取りまとめた「障害のある方に配慮した選挙事務の事例について」（令和5年1月30日付け総行管第75号）を発出し、各選挙管理委員会に対し、本資料を参照しつつ、障害のある方に配慮した取組を実施するよう周知した。

また、政見放送における取組として、衆議院比例代表選出議員選挙、参議院選挙区選出議員選挙及び都道府県知事選挙にあっては手話通訳を、参議院比例代表選出議員選挙にあっては手話通訳及び字幕を、それぞれ付与することができることとしている。また、衆議院小選挙区選出議員選挙及び参議院選挙区選出議員選挙にあっては、政見放送として一定の要件の下政党又は候補者が作成したビデオを放送することができ（いわゆる「持込みビデオ方式」）、政党又は候補者の判断により手話通訳や字幕を付与することができることとしている。

(3) 字幕放送、解説放送、手話放送等の推進

視聴覚障害のある人等が、テレビジョン放送を通じて情報を取得し、社会参加していく上で、字幕放送、解説放送、手話放送等の普及は重要な課題であり、総務省においては、その普及を推進している。

1997年の「放送法」（昭和25年法律第132号）改正により、字幕番組及び解説番組をできる限り多く放送しなければならないとする努力義務規定が設けられた。これを受けて、1997年、郵政省（当時）は字幕放送の普及目標を定めた「字幕放送普及行政の指針」を策定した。

その後、総務省は、2007年に字幕放送及び解説放送（2012年改定時に手話放送を追加）の普及目標を定めた「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」の策定を経て、2018年に2027年度までの字幕放送、解説放送及び手話放送の普及目標を定めた「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」を策定した。また、2022年11月から有識者、障害者団体、放送事業者等から構成される「視聴覚障害者等向け放送の充実に関する研究会」において、直近の字幕放送等の実績や技術動向等を踏まえ、この指針の見直しを始め、視聴覚障害のある人等に向けた放送の充実に関する施策について議論が行われ、2023年8月に報告書が取りまとめられた。当該報告書を基に、

2023年10月に同指針を改定した。現在はこの指針に基づき、各放送事業者において取組が進められている。

加えて、国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）を通じて字幕番組、解説番組、手話番組等の制作費や生放送番組への字幕付与設備の整備費の一部助成も行っている。特に、生放送番組への字幕付与については、多くの人手とコストがかかり、特殊な技能を有する人材等を要することから、特にローカル局等において普及が進んでいない。また、深夜・早朝に災害が発生した場合には、人員の参集に時間がかかるため、緊急速報等に対する迅速な字幕付与が困難であることも課題となっている。このような課題への対応として、最先端の技術を活用した、生放送番組への字幕付与システムについても上記助成事業の対象とし、設備の導入を促している。

字幕付きCMの普及についても、字幕付きCM普及推進協議会（公益社団法人日本アドバタイザーズ協会、一般社団法人日本広告業協会、一般社団法人日本民間放送連盟の3団体で構成）が、2020年9月に策定した「字幕付きCM普及推進に向けたロードマップ」に基づき、字幕付きCMの放送枠を増やす取組が東名阪地区を中心に進められ、2021年10月からは全国的な取組に拡大されている。

厚生労働省では、聴覚障害のある人のために、字幕（手話）入り映像ライブラリーや手話普及のための教材の制作・貸出し、手話通訳者等の派遣、情報機器の貸出し等を行う聴覚障害者情報提供施設について、ICTの発展に伴うニーズの変化も踏まえつつ、その支援を促進している。



聴覚障害者情報提供施設（聴力障害者情報文化センター）：
手話入り映像の撮影

TOPICS(トピックス) (27)

情報バリアフリーの促進

障害のある人がIoT（※）、AI（※）等による利便性を最大限に享受できるようにするため、その前提として、製品やサービスにおけるアクセシビリティの確保が不可欠である。総務省では、年齢や障害の特性を問わず、誰もが公的機関のホームページから必要な情報やサービスを利用できるようにするため、2004年度から取組を行っている。2023年度は、公的機関を対象とした取組状況に関するアンケート調査及び国、地方公共団体等の公式ホームページのJIS対応状況調査並びに全国5か所での公的機関向け講習会を開催した。講習会の模様は総務省YouTubeチャンネル（<https://www.youtube.com/watch?v=szdKwU8e994&list=PL7PI1161-EVKddTXEeoVWl3IXK-OB9Oi4>）で公開している。

また、IoT、AI等の発展により、ICT分野における製品やサービスは、これまでの視覚、聴覚、身体障害中心の対応だけでなく、精神、発達、知的障害、難病を含め、あらゆる障害に対応できる可能性があることから、これらの関連技術の開発を推進していくため、①障害のある人向けのICTサービスを提供する中小企業等への助成、②障害のある人向けの新たなICT機器・サービスの研究開発を行う民間企業等への助成を行っている。

さらに、視聴覚障害のある人等に向けた放送サービスの提供に対する支援として、字幕番組、解説番組、手話番組等の制作費や生放送番組への字幕付与設備の整備費に対する助成を実施している。

※IoTとは、Internet of Things（モノのインターネット）の略。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというコンセプトを表した語。

※AIとは、Artificial Intelligence（人工知能）の略。コンピュータを使って、学習・推論・判断など人間の知能の働きを人工的に実現するための技術。

【ICTサービスの提供及び研究開発に関する助成事例】



資料：総務省

TOPICS(トピックス) (28)

視覚障害者等の読書環境整備の推進(読書バリアフリーコンソーシアムの設置)

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
参考資料

視覚障害者等の読書環境整備の推進にあっては、組織の枠を超えた関係者間の連携体制を構築していくことが重要である。文部科学省では、読書バリアフリー基本計画に基づく施策を効率的かつ効果的に推進するため、地域等において、公立図書館、学校図書館、大学図書館、点字図書館等の様々な館種の図書館や関係行政組織・団体等が連携した「読書バリアフリーコンソーシアム」を設置し、物的・人的資源の共有を始めとした様々な読書バリアフリーの取組を行う委託事業を実施している。

2023年度においては国立大学法人東京大学先端科学技術研究センターが「学校図書館等における読書バリアフリーコンソーシアム」を、国立大学法人筑波技術大学にあっては「読書バリアフリーコンソーシアム テクノロジーハブ」を組織し、障害のある児童生徒・学生のための読書バリアフリー推進について情報発信を行っている。

学校等の教育現場において、教職員は障害のある児童生徒・学生のため、バリアフリーの図書・資料をどのように複製しどのように製作したらよいか、また手に入れた資料はどこまで貸出を行ってよいかといった多くの疑問が付きまとう。

そのような教育現場の疑問を解決できるよう、東京大学は2021年度より本事業を受託し、「学校図書館等における読書バリアフリーコンソーシアム」を組織し、ホームページで「著作権法37条を遵守し学校図書館でできること」を整理・図化したページや、先進的な取組事例を公開するなどして、広く情報発信を行ってきた。



「学校図書館等における読書バリアフリーコンソーシアム」ホームページURL
<https://accessreading.org/conso/>

2024年1月28日には東京大学が「学校図書館等における読書バリアフリーコンソーシアム 公開シンポジウム」をオンライン上で開催し、2024年2月24日には筑波技術大学が「ICTを活用して読書の可能性を広げるシンポジウム」を開催するなど、教育現場に限らず、広く読書バリアフリーの取組に関心のある人々に向けた情報発信や普及啓発の取組を行っている。



「学校図書館等における読書バリアフリーコンソーシアム」ホームページURL

<https://accessreading.org/conso/remake/>

資料：文部科学省

(4) 日本銀行券の券種の識別性向上に向けた取組

日本銀行券（いわゆる、お札）については、偽造抵抗力強化の観点に加え、ユニバーサルデザインの観点も踏まえて様式を新しくし、2024年7月3日から発行を開始することとしている（<https://www.mof.go.jp/policy/currency/bill/231212.html>）。

財務省においては、これまで日本銀行や国立印刷局とともに、視覚に障害のある人が券種を区別しやすくなるよう、関係者からの意見聴取、海外の取組状況の調査を行う等、様々な観点から検討を行ってきており、新しい日本銀行券には、この成果を反映し、触った時や見た時に券種の区別をしやすくする以下のような工夫を施すこととしている。

- ① 指の感触で券種の区別ができるマークを、現行券よりも触った時にわかりやすい形状に変更し、券種毎に異なる位置に配置。
- ② 肖像のすかしが入る「すき入れ」部分の形状に違いを設けて差別化した上で、券種毎に異なる位置に配置。
- ③ 表・裏両面のアラビア数字を大型化。
- ④ 高額券と千円券のホログラムの形状に違いを設けて差別化した上で、券種毎に異なる位置に配置。

■ 図表5-15 新しい日本銀行券のユニバーサルデザインの内容



注：図表中の番号は、本文中の番号に対応。
資料：財務省

4. コミュニケーション支援体制の充実

(1) 手話や点訳等によるコミュニケーション支援

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろう、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者等の派遣等による支援を行う意思疎通支援事業や、手話通訳者等の養成研修等が実施されている。

各都道府県警察においては、聴覚に障害のある人のための手話通訳及びルビを付した字幕入りの映像の活用や手話通訳員の確保に努めている。また、言語での意思伝達を困難とする人たちと警察官とのコミュニケーションを円滑にするため、協力団体と共に開発し、提供を受けた「コミュニケーション支援ボード」を、全国の交番、パトカー等に配備し、活用している。

また、聴覚や発話に障害のある人とそれ以外の人をオペレーターが「手話」や「文字」と「音声」とを通訳することにより、電話で双方向につなぐ電話リレーサービスについては、これまでも民間企業や、公益財団法人日本財団及び厚生労働省の電話リレーサービスのモデルプロジェクトにおいて、提供されていたところであるが、2019年1月より、総務省及び厚生労働省において「電話リレーサービスに係るワーキンググループ」を開催し、公的インフラとしての電話リレーサービスの在り方について検討を行い、2019年12月に報告書を公表した。

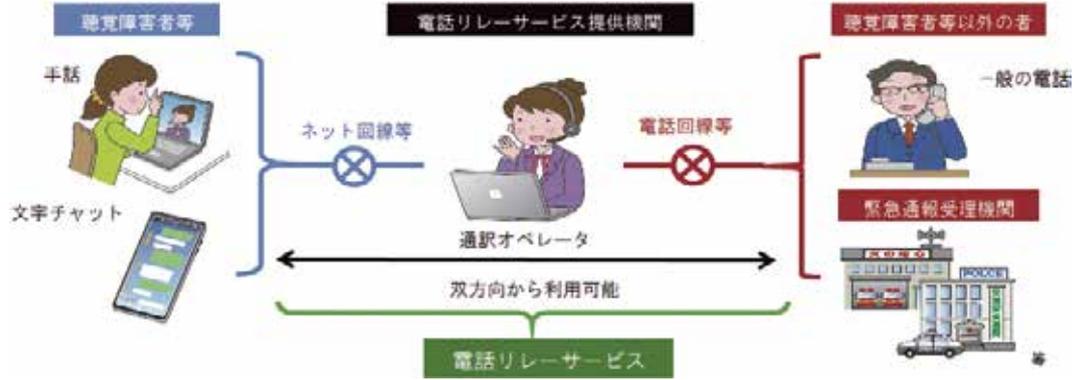
その後、公共インフラとしての電話リレーサービスを実現するため、2020年通常国会において「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」（令和2年法律第53号）が成立し、2020年12月1日に施行され、同法の規定に基づき、2021年1月、総務大臣により「電話リレーサービス提供機関」及び「電話リレーサービス支援機関」が指定された。

2021年7月より、電話リレーサービス提供機関の指定を受けた(一財)日本財団電話リレーサービスにより、公共インフラとしての電話リレーサービスの提供が開始されている。

電話リレーサービスの更なる普及促進を図るため、総務省は関係省庁と連携して周知広報を実施しているほか、電話リレーサービス提供機関が全国各地で実施する電話リレーサービスの講習会や利用登録会などに協力しており、2023年度末の利用登録者数は1万5,267人となっている。

金融庁では、銀行等や保険会社に対し、電話リレーサービスの導入状況に関する項目を含む「障がい者等に配慮した取組みに関するアンケート調査」を実施しており、アンケートを通じ、顧客に対して電話を用いて提供しているサービスのうち、電話リレーサービスに対応していないものはあるか等、各金融機関における障害のある人等に配慮した取組状況を把握している。そのほか、障がい者団体と金融機関関係団体との意見交換会を実施しており、これらの結果を踏まえ、障害のある人に対する利便性向上について、銀行・保険会社等に対して、業界団体との意見交換会の機会等を通じ、より積極的な対応を促している。

■ 図表5-16 電話リレーサービスの仕組み



資料：総務省

(2) コミュニケーション支援用絵記号及びアクセシブルミーティング

文字や話し言葉によるコミュニケーションの困難な人が、自分の意思や要求を相手に的確に伝え、正しく理解してもらうことを支援するための絵記号に関する規格として「コミュニケーション支援用絵記号デザイン原則 (JIS T0103)」が制定され、2010年に障害のある人が会議に参加しやすいように主催者側の配慮事項の規格として「高齢者・障害者配慮設計指針—アクセシブルミーティング (JIS S0042)」が制定された。

■ 図表5-17 コミュニケーション支援用絵記号の例



注：コミュニケーション支援用絵記号デザイン原則 (JIS T0103) には参考として約300の絵記号の例を収載しており、これらは公益財団法人共用品推進機構のホームページから無償でダウンロードすることができる。(https://www.kyoyohin.org/ja/index.php)